

(20210915改訂)
(20210603改訂)
(20210208改訂)
(20200608作成)

北翔大学 危機管理行動指針

この行動指針は、全学共通を原則としますが、感染状況に応じて各活動の範囲を部署ごとに判断することがあります。
医療・福祉関係者及び新型コロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外とします。
この危機管理行動指針は、感染のフェーズの変化、ワクチンの接種状況及び新たな知見等に応じて、随時見直しを行う場合があります。

レベル		めやす	各活動			
			教育・研究活動	授業（講義・演習・実験・実習、実技）	学生の課外活動含む自主活動、学外者	会議等（研修、説明会を含む）
0	通常	感染者数が相当程度低下し、国や北海道から特段の感染防止対策が求められていない（終息宣言）場合	○制限なし	○制限なし	○制限なし	○制限なし
1	制限（低）	北海道の警戒ステージが1である場合	○感染症拡大防止に最大限配慮して、研究活動を行うことができるが、学生・院生・教員（研究助手を含む）（以下、研究室関係者という。）は、密閉する、密集する、近距離での会話等を行う環境になっていないことを確認しながら、可能な限り現場での滞在時間を減らす。 ○図書館の施設利用及び貸し出しの対面業務は可能。ただし、入館者を把握し、記録を残す。	○下記条件を満たす授業は面接授業を実施し、その他の授業はオンラインでの遠隔授業を実施する。 〔面接授業の条件〕感染拡大防止対策を行った上で、1クラス当たりの人数を教室定員の40％以下かつ80人を上限として実施可能であること。 ○授業実施方法の詳細に関しては「授業実施マニュアル（教員）」および「受講の心得（学生）」を参照すること。	○学生の活動については感染拡大防止に最大限配慮した上で、参加学生を事前に申請することを通して許可する。 ○本学学生団体の活動については「課外活動ガイドライン」を基本とする。 ○学外者の入構は事前の連絡をもらって認める。	○各部署は、感染拡大防止に最大限配慮して、通常と同様の範囲の業務を行う。
2	制限（中）	北海道の警戒ステージが2以上である場合（札幌市及び石狩振興局管内での感染状況をみて1への移行を検討する）。また、北海道に対してまん延防止等重点措置が発令中もしくは北海道の警戒ステージが3以上でも、感染状況の明らかな改善傾向が認められる場合。	○現在進行中の実験・研究を継続するために、必要な研究室関係者の立ち入りを許可するが、密閉する、密集する、近距離での会話等を行う環境になっていないことを確認しながら、可能な限り現場での滞在時間を減らす。 ○図書館の施設利用及び貸し出しの対面業務は可能。ただし、入館者を把握し、記録を残す。	○下記条件を満たす授業は可能な限り面接授業を実施し、その他の授業はオンラインでの遠隔授業を実施する。 〔面接授業の条件〕感染拡大防止対策を行った上で、1クラス当たりの人数を教室定員の40％以下かつ50人を上限として実施可能であること。 ○オンラインでの遠隔授業を受講する環境にない学生の学内施設設備利用は感染拡大防止に最大限配慮して認める。 ○授業実施方法の詳細に関しては「授業実施マニュアル（教員）」および「受講の心得（学生）」を参照すること。	○学生の登校は事前の許可制とし、許可された学生以外の学内での活動は禁止する。 ○学生の活動については感染拡大防止に最大限配慮した上で、学内施設を使用しなければ活動できない場合について、申請された活動内容について許可することがある。登校した学生を把握する。 ○本学学生団体の活動については「課外活動ガイドライン」を基本とする。 ○学外者の入構は事前の連絡をもらい、各部署にて記録する。	○公共交通機関を利用している職員に対し時差出勤を命じることができる。○各部署は、優先度の高い業務を行うべく状況に応じて対応する。 ○一部の職員に対しては在宅勤務を命じることがある。
3	制限（高）	北海道に対してまん延防止等重点措置が発令された場合、もしくは北海道の警戒ステージが3以上である場合（札幌市及び石狩振興局管内の感染状況をみて2への移行を検討する）。また、北海道に対して緊急事態宣言が発令中もしくは北海道の警戒ステージが4以上でも、感染状況の明らかな改善傾向がみられる場合。	○現在進行中の実験・研究を継続するために、必要最小限度の研究室関係者のみ短時間の立ち入りを許可するが、それ以外は自宅での研究活動を行う。 ○図書館の施設利用及び貸し出しの対面業務は可能。ただし、入館者を把握し、記録を残す。 ○帰省中の学生を対象に郵送による貸出、文献複写サービスを実施する。	○一部の免許・資格に関わり、対面での指導が必須となる科目、本学の設備を使用しなければ成立しない授業、オンラインでの遠隔授業より面接授業の方が相当程度教育効果が高いと思われる授業等については、感染拡大防止の対策を行った上で、1クラス当たりの人数を教室定員の40％以下かつ50人を上限として、面接授業等の実施を認める。対面での個別指導は必要に応じて実施可とする。 ○その他の授業はオンラインでの遠隔授業の実施を原則とする。 ○オンラインでの遠隔授業を受講する環境にない学生に対して、学内のPC、インターネット環境を使う必要がある場合に限り、感染拡大防止対策を十分に行った上で必要最小限の使用を認める。 ○学生の入構については、受け入れ部署（教員もしくは担当部署）にて事前連絡を受けた上で、学内での行動を把握し、記録を残す。 ○授業実施方法の詳細に関しては「授業実施マニュアル（教員）」および「受講の心得（学生）」を参照すること。	○学生の登校は禁止とし、学生の活動については全面禁止とする。 ○本学学生団体の活動については「課外活動ガイドライン」を基本とする。 ○学外者は入構の自粛を要請するが、必要性に応じて事前の連絡をもらい、各部署にて記録する。	○各部署は、優先度の高い業務を行うべく、状況に応じて対応する。 ○一部の職員に対しては在宅勤務もしくは勤務場所の分散を要請し、在宅勤務者に対しては、在宅で処理可能な業務を指示する。
4	制限（最高）	北海道に対して緊急事態宣言が発令された場合、もしくは北海道の警戒ステージが4以上である場合（上記宣言等の解除が示された場合や、感染状況の明らかな改善傾向がみられる場合は3への移行を検討する）	○研究室関係者のうち教員（事情によっては大学院生も可）のみ研究室への立ち入りを許可する。ただし、可能な限り交代制とする。 1）中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長時間にわたって継続している実験を進行中の教員 2）進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3）生物の世話、液体室庫の補充、冷凍庫管理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する教員 ○図書館の施設利用及び貸し出しの対面業務は可能。ただし、入館者を把握し、記録を残す。入館者数を対策会議へ報告する。 ○郵送による貸出、文献複写サービスを実施する。	○授業はオンラインでの遠隔授業の実施を原則とする。 ○一部の免許・資格に関わり、対面での指導が必須かつ本学の設備を使用しなければ成立しない授業等については、感染拡大防止の対策を行った上で、1クラス当たりの人数を教室定員の30％以下かつ20人を上限として、面接授業等の実施を認める。ただし、合唱など大声での発声を伴う科目、学生同士の接触がある演習科目・実技科目、激しい呼吸を伴う実技科目等は除く。対面での個別指導は必要最低限とする。 ○オンラインでの遠隔授業を受講する環境にない学生に対して、学内のPC、インターネット環境を使う必要がある場合に限り、感染拡大防止対策を十分に行った上で必要最小限の使用を認める。 ○学生の入構については、受け入れ部署（教員もしくは担当部署）にて事前連絡を受けた上で、学内での行動を把握し、記録を残す。 ○授業実施方法の詳細に関しては「授業実施マニュアル（教員）」および「受講の心得（学生）」を参照すること。	○学生の活動については全面禁止とし、登校禁止とする。 ○本学学生団体の活動については「課外活動ガイドライン」を基本とする。 ○学外者の入構については、教育研究や施設設備の維持等、業務上必要最低限の者に限るが、やむを得ず入構する場合には、事前の連絡をもらって許可し、入構情報を対策会議へ報告する。	○各部署は、大学機能を維持するための業務を厳選して行う。 ○多くの職員に対しては在宅勤務もしくは勤務場所の分散を要請し、在宅勤務者に対しては、在宅で処理可能な業務を指示する。
5	活動の全面禁止	大学を閉鎖せざるを得ない場合（例：学内でのクラスター発生、またはその懸念）（学内での感染を要する措置等の完了した場合は元のレベルへの移行を検討する）	○大学機能を最低限維持するため、当該研究科長、学部あるいは学科長の許可の下、研究材料の維持あるいはサーバー維持などを目的に、一時的に入室する教員（研究室関係者）のみ立ち入りが可能。ただし、原則交代制。 ○図書館を閉鎖する。	○全ての授業を一時的に休講とする。ただし、オンラインでの遠隔授業を実施している科目については継続することもある。	○学生の活動については全面禁止とし、登校禁止とする。 ○本学学生団体の活動については「課外活動ガイドライン」を基本とする。 ○学外者の入構禁止。	○会議等は延期・中止とするが、大学機能を最低限維持するために必要な会議等については、オンライン会議又はメール等による書面審議により実施する。